

## 2016 審判員技術向上講習会 質問・回答について

瀬戸市サッカー協会審判部

今回の講習会のテーマでもある「新ルール」などにおける質問を加盟チームの審判員の方々よりいただき、講師である愛知県サッカー協会審判委員会安井さまよりご回答いただきました。

また、各回答において、瀬戸市サッカー協会審判部の見解についてコメントしましたので、今後の審判活動にご活用ください。

**第3条 競技者 6. 競技者と交代要員の退場**

大会規定で交代3名・交代要員5名と規定された大会で、キックオフ前に1名の退場者が出て交代要員から先発メンバーへ補充して試合を開始した場合

Q1-1

①試合中（前後半および延長戦）の交代は3人（3回）出来るという事で良いか？

A1-1

良い⇒交代枠は3人。

Q1-2

②その試合の交代要員は4名となるか？

A1-2

1名退場なので、交代要員は4名。

**第5条 主審 3. 職権と任務 懲戒処置**

Q2-1

①守備側競技者Aが 攻撃側競技者Bへ反則行為（通常の反則）をした。同時に競技者Bは守備側競技者Cへ反則行為（通常の反則）をしている場合に、主審がファウルとしてプレーを止めたら攻撃側にフリーキックを与えるのか？

A2-1

第5条主審：懲戒処置

同時に 2 つ以上の反則が起きたときは、罰則、負傷のひどさ、戦術的影響の面から、より重いものを罰する。

①事象の起きた位置

②選手がボールをキープ出来るか否か

③主審の視界に入った最初にファウルと認めた事象

Q2-2

②ルーズボールの取り合いとなり、どちらが攻撃/守備側か判定不明の場合に双方が同時に反則をした（反則の重さは同程度）。主審はファウルとしてプレーを止めた。

どちらにフリーキックを与えるのか？

A2-2

A2-1 と同様。

**第8条 プレーの開始および再開 1. キックオフ**

Q3

キックオフから直接自陣ゴールへボールが入った（誰にも触れずに入った）相手チームのコーナーキックでの再開で良いか。

A3

良い⇒相手チームのCKで再開

キックオフからの直接のゴールインは、相手ゴールのみ。

## 第8条 プレーの開始および再開 2. ドロップボール

Q4

ゴールキーパーがゴールエリア内でボールを保持した。その時フィールド内に負傷者がいる事に主審が気づき試合を止めた場合、試合再開の方法はドロップボールか。  
(ドロップボールであると、試合を止めた時点ボールを保持していた守備側が明らかに不利である)

A4

主審が止めたならドロップボールで再開。

\*主審・副審のチームワークで止めるタイミングの配慮が今以上に必要です・・・ゲームコントロール

## 第12条「ファウルと不正行為」

Q5

選手が審判に暴言をすると反則の対象になりますが、選手同士の暴言は反則の対象になりますか？

(参考)・警告「言動または行動による異議」

・退場「攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする」

A5

対象となる。

攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言と主審が判断した場合は退場となる。

## 第5条 主審 3. 職権と任務 懲戒処置

Q6

例えば1日の大会で複数の試合があり、担当する主審も複数いる場合、会場入りして点検以降に同じチームの選手どうしの喧嘩を見て、主審の行使として「出場停止」の措置ができる範囲は、自分が担当するチームのみですか？また、自分は見えていないが、他のチームの主審を担当する審判員より情報を得た場合はどうすべきか？

A6

現認した事案でない為、処罰の適用が出来ない。大会運営者及び管理者の判断に準ずる。

## 第4条 競技者の用具 4. その他の用具

Q6

ソックスに巻く「テープ」「アングルソックス」などはソックスと同色となっているが、膝や腕の怪我防止や痛み緩衝を目的とする「サポーター(殆ど黒・白・肌色)」は、膝の場合はパンツ？ソックス？腕の場合はシャツ？と同色でなければならないのか？

A6

「サポーター」は、「ヘッドギア」「フェイスマスク」また膝や腕の「プロテクター」と同様に危険でない保護用具で、柔らかく、軽いパッドが入った材質でできているものとし、下記の要件を満足していること。

- ・黒または、シャツの主たる色と同じでなければならない。
- ・競技者の用具として、見苦しくない外見であること。
- ・シャツと一体となっていてはならない。
- ・着用している競技者または他の競技者に危険を及ぼすもの
- ・表面から突き出ている部分(突起物)があってはならない。

## 第5条 主審 5 主審の用具 および 2015/16「競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン」

Q7

競技者のメガネの着用(スポーツメガネ等安全なものは除く)を認めてられないが、審判員のメガネの着用は良いか？

A7

主審の用具は、笛、時計、レッド、イエロー(グリーン)カード、ノート(記録用)の他その他の用具として審判間の通信装置など、主審およびその他の審判員は、装身具またはその他電子機器を着用することができない事となっている。また、2015/16の「競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン」第4条 競技者の用具にて「最新の技術によりスポーツめがねが着用者のみならず他の競技者に対しても格段に安全になったことを考えると、主審はこのめがねの使用、特に若い競技者が使用することに対して寛容になるべきである」と解説し、また、「審判員も装身具を身につけることはできない(時計や試合時間を計測する同様の機器は除く)」としています。

よって、審判員も選手同様にメガネの着用は避けるべき。

(瀬戸市サッカー協会審判部コメント)

当協会としては、審判員のメガネの着用における特別な規定は設けておりませんが、選手同様、審判員のメガネ着用は避け、必要な審判員はコンタクトレンズや選手同様にスポーツメガネを着用していただきたい。

JFA 関連規程「審判員及び審判指導者に関する規則(20150401)」 第14条 服装等

Q8

審判服の規定はありますか？

各メーカーで販売している「審判服」でないとダメ？

黒色のシャツ・パンツ・ソックスであれば良いのでは？

A8

JFA 関連規程「審判員及び審判指導者に関する規則」第14条 服装等によると「審判員の服装は、シャツ、ショーツ及びストッキングのいずれも黒色であることを基本とする」としている。よって、特に市販の審判服でなくても黒色のシャツ・パンツ・ソックスで良い。ただし、各地区等の大会規定で特別な規定(例:黒色のハーフパンツ・ゲームパンツは認めない)がある場合はそれによる。

(瀬戸市サッカー協会審判部コメント)

当協会においては、審判服における特別な規定は設けておりませんが、身だしなみは整えましょう。

【～参考～ 試合中のネックウォーマー着用はできません(選手・審判)】

～ 2011-12 年競技規則の改正における国際サッカー評議会の決定より ～

“ネックウォーマー”や同様の衣類は、競技規則第4条に規定するその他の用具の基準を満たさないことから、着用は認められない。

〈JFA の解説・審判委委員会からの通達〉

2009.3.26 審 0903-M0034 「ネックウォーマーの着用について」より

競技者は、身体を保護するだけのもので、かつ、自らを、また、他の競技者を傷つけない物であれば、基本的な用具以外を用いることができる。しかしながら、“ネックウォーマー”は、首の周辺にルーズに着用するため、手や、また GK についてはセービングの際に他の競技者の足に引っ掛かったりして、首を絞める可能性があり、危険であるので、着用を認めるべきでないと判断する。

審判員も第5条 主審 5 主審の用具にて認められた用具以外のものは着用できないため、選手同様“ネックウォーマー”の着用は認められません。

競技規則や審判員に掛かる規定などについて、詳しくは下記ホームページにて確認下さい。

Q6 <http://www.jfa.jp/laws/>

審判員及び審判指導者に関する規則(2015/04/01)

[www.jfa.jp/documents/pdf/basic/07.pdf](http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/07.pdf)

審判証及び審判員の服装に関する規則について(2009/10/01)

<http://www.aichi-referee.gr.jp/cms/details.php?ID=76&CATEGORY=1&MODE=topic&ts=1478260336>

2011/12 年競技規則の改正について(2011/06/11)

[https://www.ifa.or.jp/match/rules/pdf/law\\_soccer\\_110610.pdf](https://www.ifa.or.jp/match/rules/pdf/law_soccer_110610.pdf)

<https://www.jfa.or.jp/match/rules/>

審 0903-M0034 「ネックウォーマーの着用について」(2009/03/28)

[http://cfa-referee.lolipop.jp/doc/tsutatsu/files/20090326\\_r0903-m0034\\_s.pdf](http://cfa-referee.lolipop.jp/doc/tsutatsu/files/20090326_r0903-m0034_s.pdf)